

移住者の受け入れと地域づくりに取り組む人材の育成講座企画運營業務委託 仕様書

1 業務の名称

移住者の受け入れと地域づくりに取り組む人材の育成講座企画運營業務委託

2 業務の目的

地方創生の実現に向けて、人口減少が大きな課題となっていますが、それに対する重要な取組の一つとして移住の促進があります。本県でも、人口減少、特に若者の転出超過や、少子高齢化の進行により、地域活力の低下や地域コミュニティ機能の維持が全県的な課題となる中、移住促進の取組を持続可能な地域づくりにつなげていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大などを契機に、地方移住への関心が高まっている中、移住先として「選ばれる三重」となることができるよう、県全体の受入態勢を充実させていく必要があるため、移住者のサポートに加え、移住者や地域の方と一緒に地域づくりに取り組む人を育成するための講座を開催する。

3 実施期間

契約の日から令和5年3月10日（金）

4 業務の内容

(1) 移住者の受け入れと地域づくりに取り組む人材の育成講座の開催

ア 講座の企画内容について

① 企画概要

【基礎講座】

移住者の受け入れを希望する地域の方などを対象として、受け入れ側の相談スキルの向上や移住者のサポートに役立つ知識の習得を目的とした講座を開催する。

【応用・実践講座】

基礎講座の修了者や、既に移住者の受け入れや地域づくり等に携わっている人を対象に、移住者や地域の方と一緒に地域づくりを主体的に取り組むために必要な知識やスキルの習得を目的とした講座を開催する。

※それぞれに連動性がある連続講座として企画・運営し、県全体の受け入れ態勢の充実を図る。

② 受講対象者

県内在住者で

- ・ 移住希望者を受け入れたい地域の方
 - ・ 地域づくりに興味・関心のある方
 - ・ 移住された方
- など

- ③ 開催回数
 - ・基礎講座・・・3回以上
 - ・応用・実践講座・・・4回以上なお、基礎講座については基本的に座学とし、応用・実践講座については、三重県内2地域（2回）でのフィールドワークを必須とする。
- ④ 開催時間
 - 座学：1回につき3時間程度
 - フィールドワーク：1回につき5時間程度
- ⑤ 開催日
 - 基礎講座の全日程終了後に応用・実践講座を行うこととし、原則、月1回程度の開催とする。
 - なお、詳細な日程については、県と協議のうえ決定すること。
- ⑥ 募集人数
 - 各10名程度
- ⑦ 開催地
 - 三重県内での実施を基本とする。

イ 講師等の選定及び派遣について

- ・講師等の選定については、講座の企画内容に精通する地域づくり活動実践者等で、講座の企画内容について教え広める能力があり、偏った考え方のない者であること。
- ・応用・実践講座におけるフィールドワークでは、フィールドワーク実施地域にて実際に地域づくり活動を行っている者を講師とすること。
- ・全ての講座に1名以上の講師等を派遣すること。
- ・講師等の選定について、県と協議のうえ承認を受けること。
- ・講師等の派遣について、依頼及び交渉を行うこと。
- ・講師等の謝礼及び交通費等について、負担すること。
- ・講師等の送迎が必要な場合は、送迎を行うこと。

ウ 講座の広報について

- ・講座開催2か月以上前に講座に係るチラシを作成すること。
- ・チラシについては基礎講座、応用・実践講座を併せて記載すること。
- ・県内各市町の住民組織等へ講座に係るチラシの配布を行うこと。
- ・配布作業については、市町及び地域と十分な調整を行ったうえで行うこと。

エ 講座受講者の募集、受付について

- ・受講者の募集を行うこと。
- ・受講希望者の受付を行い、名簿を作成すること。
- ・受講希望者の受付方法については、県と協議のうえ決定すること。

- ・ 講座の開催日は会場に受付を設置し、講座の終了後に県へ当日の受講者を報告すること。
- オ 講座資料等の作成について
- ・ 県及び講師等と事前協議のうえ、講座における資料を作成すること。
 - ・ 講座の開催に必要な消耗品等を用意すること。
- カ 会場の予約及び設営について
- ・ 会場の予約及び使用料の支払いは受託者において行うこと。
 - ・ 会場の設営及び撤収を行うこと。
 - ・ 講座の開催に必要な備品等を用意すること。
- キ 講座の進行管理について
- ・ 司会者を立てるなど、講座が円滑に進行できるよう留意すること。
 - ・ 講座のおおまかな進行が分かるシナリオを作成すること。
 - ・ 写真や動画等で記録を取ること。写真や動画等の保存形式は県と協議のうえ決定すること。
 - ・ 講座の進行上、事故等が発生しないよう留意すること。
- ク 講座の終了報告等について
- ・ 講座の受講人数及び実施状況について、各講座終了後10日以内に県へ報告すること。
 - ・ 講座の受講生を対象にアンケート調査を実施し、集計結果をとりまとめたものを速やかに県へ報告すること。
 - ・ アンケートの内容については県と協議のうえ決定すること。
- ケ 受講費の徴収について
- ・ 受講費の徴収は行わないこと。ただし、現地までの交通費やフィールドワーク実施時の昼食代等については、受講者負担とする。
- コ 講座開催における傷害保険の加入について
- ・ フィールドワーク等、野外活動を伴うものについては、事前に傷害保険に加入すること。
- サ その他
- ・ 本事業の円滑な実施のためコーディネーターを配置し、事業の企画・運営に携わりつつ、事業の進捗管理を行うこと。
 - ・ 講座の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要な措置を講じたうえで行うこと。

5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けるとともに、議事録を作成し県と共有すること。また打合せ場所は原則として県が指定する場所とする。
- (2) 本委託事業における実施内容は、仕様及び提案内容をふまえ、最終的に県と

協議のうえ決定をする。

- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県との協議により決定する。
- (4) 業務の実施にあたり、感染症拡大防止のための措置を講じること。
- (5) 災害や感染症の大規模な流行等により委託業務の実施が著しく困難となった際には、両者協議の上、契約の主旨を損なわない範囲でその実施方法等を変更することがある。
- (6) 事業に関心のない者に対して、金銭等を支給し集客及び動員を行うことを認めない。そうしたことが判明した場合、契約を解除する。